

議第31号

三島市営住宅条例の一部を改正する条例案

三島市営住宅条例（昭和37年三島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法第16条第4項の規定により、収入を申告すること及び第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

第12条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改め、「申告」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、法第16条第4項の規定による収入の把握）」を加える。

第13条第1項中「第28条」を「第28条第1項及び第2項」に、「（第3項）を「（第4項）」に改め、同項ただし書中「ない場合」の次に「（前条第1項ただし書に規定する場合を除く。）」を、「規定による」の次に「報告の」を加える。

第19条第2号中「省令第9条」を「省令第10条」に改める。

第21条中「第11条」を「第12条」に改める。

第30条第2項中「第8条第2項」の次に「（第12条第1項ただし書に規定する場合にあっては、政令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項）」を加える。

第38条及び第39条中「第11条」を「第12条」に改める。

第52条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項ただし書中「第35条第1項」とあるのは「第53条において読み替えて準用する第35条第1項」と読み替えるものとする。

第52条第3項中「第13条第3項の」を「第13条第4項の」に、「第13条第3項中」を「同項中」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第12条第1項及び第3項、第13条第1項並びに第30条第2項の規定は、平成31年度以後の年度分の家賃について適用し、平成30年度分までの家賃については、なお従前の例による。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士